

最低賃金の改善と中小企業支援策の 拡充を求める意見書

ウクライナへのロシアの軍事侵攻以来、世界的に物価の高騰が進み、わが国においても市民生活は圧迫されている。政府が物価高騰対策の臨時交付金を手当てしてきているが、昨年6月に政府が提出した「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」にあるように、豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」が必要である。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることをめざすとした目標について、より早く達成ができるよう急ぐべきである。

また、わが国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、所得向上を通じてその活躍を支えるための対策を講じているが、さらにその解消に向けた環境整備を推進する必要がある、本国会においても議論が進められている。特に非正規雇用労働者や学生の所得に関して、「年収の壁・支援強化パッケージ」の見直し及び活用の促進が求められる。また、日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるためにも、地域経済をけん引する中堅企業と、雇用7割を支える中小企業や小規模事業所の稼ぐ力を強化することも求められる。

現状中小企業等が直面している人手不足について、自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援や、幅広い業種に対し、即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行うこと、AIやロボット等の自動化技術の利用が拡大できるようにするなどの支援とともに、雇用者の賃金の引き上げができるよう、政府の財政支援を行うことが肝要である。

以上の趣旨により、政府に対し、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金を全国で1,500円にする目標を達成すること。
2. 政府は、中小企業・小規模事業所が賃金の引き上げができ、健全な経営が継続できるように支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各宛